

法学部 法律学科、国際企業関係法学科、政治学科

■教育研究上の目的

法学及び政治学の分野に関する理論と諸現象にかかる教育研究を行い、幅広い教養と深い専門的知識に裏打ちされた理解力、分析力及び問題解決能力を涵養し、現代社会のさまざまな分野において活躍することができる人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

経済学部 経済学科、経済情報システム学科、国際経済学科、公共・環境経済学科

■教育研究上の目的

経済学及びその関連領域にかかる教育研究を行い、広く国際的で豊かな教養・学識と専門能力を有し、社会の様々な分野においてその学識と能力を発揮することのできる人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

商学部 経営学科、会計学科、国際マーケティング学科、金融学科

■教育研究上の目的

商学にかかる各専門分野及びその関連領域における理論並びに実務に関する教育研究を行い、広く豊かな学識と優れた専門能力を有し、ビジネスをはじめとする各分野を通じて社会に貢献できる人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

理工学部 数学科、物理学科、都市環境学科、精密機械工学科、電気電子情報通信工学科、 応用化学科、ビジネスデータサイエンス学科、情報工学科、生命科学科、人間総合理工学科

■教育研究上の目的

理学並びに工学の分野に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、新しい課題への果敢な挑戦力と組織をまとめる卓越した交渉力を持ち、人類共有の知的資産たる科学技術を継承し、自らの新発見の成果発表を通じて積極的に社会貢献できる人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

文学部 人文社会学科

■教育研究上の目的

人文科学及び社会科学の諸分野に関する教育と研究を行う。専門の教育における知的訓練を経て得られた学識と広汎な分野の教育から得られた幅広い教養を持ち、多様な社会に対応し得る人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

総合政策学部 政策科学科、国際政策文化学科

■教育研究上の目的

人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその他の関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる教育研究を行い、「政策と文化の融合」の理念の下に不確実でグローバルな時代に必要とされる高度な知識を持ち、文化的背景を理解して現代社会が抱える諸問題を解決し、より良い社会を構築しうる人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

国際経営学部 国際経営学科

■教育研究上の目的

経済学、経営学に関する理論と関連領域にかかる教育研究を行い、急速に変化する国際企業経営に必要な企業経営やグローバル経済にかかる専門知識を駆使し、国際地域研究を通じた学びと高い語学運用能力で国際社会を舞台に活躍できる実践知を備えた人材を養成する。(中央大学学則第3条の2)

国際情報学部 国際情報学科

■教育研究上の目的

情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象にかかる教育研究を行う。専門分野における高度な知識を有し、複雑さを極めてグローバルな性格を有する情報の諸問題に対する解決策を立案し、提案し、かつ実現することで公正な社会を構築しうる人材を養成し、社会に貢献する。(中央大学学則第3条の2)